

軽自動車税の手続きを忘れていませんか？

町民税務課(税務係)
☎52 2145



軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車と2輪の小型自動車に対し、毎年4月1日現在で所有されている方に課税されます。

新たに購入したときや廃車、他の方への譲り渡し、保管場所の変更など、すでに提出されている「軽自動車税申告書」の内容に変更があったときは、すみやかに申告書を提出することになっていきます。この手続きをしないと、いつまでも課税されたり、納税通知書がお手元に届かないなどのトラブルの原因となります。また、これらの手続きを業者など他の人に依頼され

の方は、今一度手続きが済んでいるかご確認ください。手続きをする場所は、排量や種類によって異なりますのでご注意ください。手続きに必要なものなど詳しくはお問い合わせください。

申告・問い合わせ先
原動機付自転車・小型特殊自動車
役場町民税務課税務係

軽自動車

旭川市春光町10番地

旭川地区軽自動車協会

☎0166 53 7300

2輪の小型自動車

旭川市春光町10番地

旭川地方家用自動車協会

☎0166 51 1221

スノーボード

F I Sワールドカップ2006富良野大会

3月17日(金)スノーボードクロス[男・女]
競技時間 予選9:00 決勝13:30
3月18日(土)ハーフパイプ[男・女]
競技時間 予選8:25 決勝14:30
3月19日(日)パラレルジャイアントスラローム[男・女]
競技時間 予選9:00 決勝13:00
会場 富良野スキー場

スポーツ安全保険の加入を
教育委員会(生涯学習係)

☎52 2211

教育委員会では、町民の皆さんに安心してスポーツや社会教育活動をしていただくため、万一の事故に備えた「スポーツ安全保険」制度の活用をすすめています。この保険は、傷害保険と賠償責任保険などがセットになっており、スポーツ・文化・ボランティア活動などを行う5名以上のグループ(団体)を対象として、加入団体の管理下での活動中、または集合・解散場所への移動中に発生した傷害が対象となります(日本国内の事故に限ります)。ただし、個人または学校管理下での活動中、または故意による傷害などは対象になりません(加入区分AWについては個人練習中も対象になります)。

保険適用期間

平成18年4月1日から

平成19年3月31日まで

加入受付期間

平成18年3月1日から

平成19年2月28日まで

団体	対象	加入区分	掛金 (1人年額)	傷害保険(保険金額)				賠償責任保険 (補償限度額) 免責(自己負担)1,000円	共済見舞金
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
子どもの団体	中学生以下の子ども スポーツ活動を行わない大人	A	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 500万円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 160万円
	中学生以下の子ども	AW	1,050円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	上記補償に身体・財物賠償合算で1事故500万円を加算	対象外
	上記の個人練習中、個人活動			100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償合算で1事故500万円	
	大人の団体	中学生以下の子供の団体の指導者	AC	1,000円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円
大人の文化活動、ボランティア活動および地域活動(スポーツ(ダンスを含む)を除く)		C	1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
老人クラブなど		B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
大人のスポーツ活動		C	1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		